

令和3年12月1日（水）

1 目 目

（議案上程審議、一部採決、委員会付託）

令和3年12月1日～12月10日

町議会定例会会議録

令和3年12月1日第6回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	海老原昌幸
住民課長	松本 勝彦	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	佐藤 史久	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 報告第7号 議会の委任による専決処分事項の報告について（工事請負契約の変更
庁舎外壁・建具・屋上防水改修工事（2期工事））
- 日程第4 議案第61号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度上三川
町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第5 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第64号 工事請負契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策事業
（図書館空調機改修工事））
- 日程第8 議案第65号 上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第66号 上三川町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第67号 上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第68号 小山広域保健衛生組合規約の一部変更について
- 日程第12 議案第69号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第70号 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について
- 日程第14 議案第71号 上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定につ
いて
- 日程第15 議案第72号 上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第73号 令和3年度上三川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第74号 令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第75号 令和3年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第76号 令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第77号 令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第78号 令和3年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第79号 令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第80号 令和3年度上三川町一般会計補正予算（第7号）

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

令和3年第6回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられるよう期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和3年第6回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。

○議長【石崎幸寛君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。小島事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和3年8月分から10月分までの3か月分、及び令和3年10月に実施されました定例監査結果報告が提出されております。

次に、組合議会関係では、令和3年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、11番・津野田重一君、12番・稲見敏夫君を指名いたします。

○議長【石崎幸寛君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。10番、議会運営委員長、田村 稔君。

(10番・議会運営委員長 田村 稔君 登壇)

○10番・議会運営委員長【田村 稔君】 本日招集されました令和3年第6回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、11月12日、11月24日及び12月1日、本日、議会運営委

員会を開き協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告1件、議案20件で、一般質問通告者については9人です。

会期につきましては、本日12月1日から12月10日までの10日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、議案の全てを上程し、議案第61号の専決処分事項の承認について及び議案第73号から議案第80号の補正予算については、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑、討論を行い、本日採決をお願いいたします。なお、議案第80号「令和3年度上三川町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、本日追加になったものでございます。

議案第62号及び議案第63号については、人事案件のため、質疑、討論を省き採決をお願いいたします。

次に、議案第64号から議案第72号までについては、提案説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

2日目、3日目は一般質問を、くじで決定した順により9人が行います。

4日目、5日目、6日目は休会といたします。

7日目、8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。なお、委員会の開会は午前9時をお願いいたします。

9日目は休会としますが、各常任委員会の審査結果報告書の作成日といたしましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

10日目を最終日とし、各常任委員長より付託案件の審査結果報告を頂き、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思います。また、最終日に上三川町議会活性化に向けた改革検討会第2部会の視察研修に係る議員派遣、及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し、採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から10日までの10日間に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10日までの10日間と決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第3、報告第7号「議会の委任による専決処分事項の報告について（工事請負契約の変更 庁舎外壁・建具・屋上防水改修工事（2期工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第7号「議会の委任による専決処分事項の報告について」、ご説明いたします。

令和3年6月10日に工事請負契約を締結いたしました庁舎外壁・建具・屋上防水改修工事（2期工事）において、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、変更請負契約の締結を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第7号は、これをもって終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第4、議案第61号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第61号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

令和3年度上三川町一般会計補正予算（第5号）につきましては、現在、様々な形態で新型コロナワクチン接種の機会が確保され、町集団接種会場以外での接種件数が当初見込みより大幅に増加したことにより、接種に係る費用も増額となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月1日付で専決処分を行ったものです。

歳入につきましては、繰入金で財政調整基金の増額補正をし、歳出につきましては、衛生費において、栃木県国民健康保険団体連合会への新型コロナワクチン接種等費用の増額補正をいたしました。

この結果、歳入歳出予算の総額に954万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を116億5,534万9,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第61号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第61号は承認することに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第5、議案第62号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第62号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明いたします。

本案件は、人権擁護委員法の規定に基づき、法務大臣に対し人権擁護委員候補者の推薦をするため、議会の意見を伺うものであります。

現在、本町に置かれている6人の人権擁護委員のうち、平成31年4月に委嘱された田中則子氏が、来年3月31日をもって任期満了となります。同氏においては、この間、本町の人権相談、人権啓発活動等の各種活動にご尽力され、今後においても、その高い人格、識見等からご活躍いただけるものと期待することから同氏を再推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第62号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第6、議案第63号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第63号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明いたします。

現在、本町に置かれている6人の人権擁護委員のうち、谷中好江氏が令和4年3月31日をもって任期満了となることから、その後任として入江玲子氏を推薦するものであり、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

入江氏は、社会的にも信望が厚く、人権擁護について深いご理解をお持ちの方でありますので、適任者であると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第63号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第7、議案第64号「工事請負契約の締結について（新型コロナウイルス感染症対策事業（図書館空調機改修工事）」）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第64号「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町大字上三川5040番地の図書館空調機改修工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものでございます。

契約の内容は、契約金額5,500万円で、契約の相手方は株式会社柳田商会でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第8、議案第65号「上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第65号「上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、都市計画税の税率の特例措置が令和3年度をもって終了することに伴い、引き続き、税込

が事業費を上回らないよう、令和4年度0.165%、及び5年度0.145%とする特例税率措置を設けるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 都市計画税が改正になることは、払うほう側にとっては多くなるのか少なくなるのかを、簡単でいいですが説明をしていただきたい。それで、それをやっていくことによって、どういことが、今までの都市計画税を払っている人、払っていない人は関係ないでしょうが、払ってる人はどういうことになるのかをちょっと分かりやすく説明してくれますか。

○議長【石崎幸寛君】 勝山議員、ちょっと確かめたいんですけど、これ、下がることによって、払うことが多くなるかどうかという。

○9番【勝山修輔君】 今まで都市計画税を払ってる人がここには何人かいるんです。払ってない人もいます。ですから、払ってる人にとっては、この改正案がね、得策なのか。早く言えば、少なくて済むのか多くなっちゃうのかということをお簡単に教えてくださいということです。

○議長【石崎幸寛君】 海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問につきまして、お答えいたします。

町長のほうの説明でもございましたが、税率のほうは、現在、令和3年度でございますが、0.18%で特例税率として税率を規定しております。このたび、令和4年度が0.165%で、令和5年度が0.145%となりますので、税額につきましては下がることとなります。ご負担が減る形になります。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第9、議案第66号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第66号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、健康保険法施行令等の改正に合わせて、出産育児一時金の支給額を見直すものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件の一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第10、議案第67号「上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第67号「上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、栃木県において、重度心身障害者医療費の助成対象が精神障がい者へ拡大されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第11、議案第68号「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第68号「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」、ご説明いたします。

本案件は、現在、小山市、下野市及び野木町の結核検診に関する事務を小山広域保健衛生組合が共同処理していることについて、下野市より、令和4年4月1日から市独自で実施するため、共同処理不参加の申入れがあったことにより、小山広域保健衛生組合規約の一部を変更することについて協議するものです。

なお、本町は結核検診を町独自で実施しているため、今回の規約の変更による直接の関係はございませんが、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合規約を変更する場合には、関係地方公共団体の協議が必要であり、この協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を要するため、本議案を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第12、議案第69号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第69号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第13、議案第70号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第70号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたし

ます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第14、議案第71号「上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第71号「上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設につきまして、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として株式会社日本水泳振興会を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 私がちょっと聞きたいことは、この日本水泳振興会というのは水泳をつかさどる会社だというふうに認識をしてるんですが、都市公園や全ての施設の管理者として今、たくさん名前が載ってますが、これは何が主体で、体育館とか公園とかの管理者に任命するということは、いきいきプラザがもうかっているんで、もうかっている金を出させるために赤字なところを充てがっているのかというような私にはニュアンスで聞こえるんですが、おのずと会社というものは、何が得意で何が得意じゃないかということはあると思うんですね。水泳振興会たるものが上三川のあらゆる施設を管理するようになってくるのは、いささか問題があるんじゃないかと、そういうふうに思います。

なぜ水泳振興会というプールのノウハウを大事にしてる人が、都市公園や、少なくとも体育館の管理なんていうのは、果たしてやってきた実績があるのかなのかをここで説明ができれば説明してほしいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

まずですね、日本水泳振興会という名前になってございますが、これ、いきプラとは全く今回の件は関係ございません。そして、今現在ですね、今現在の都市公園、体育センターのほうの管理者も日本水泳振興会が行ってございます。したがって、水泳だけではなく、うちの上三川だけではなく、他のですね、市町村でも、こういったものを請け負っている、ノウハウもきっちり持っている、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、他の自治体の公園や何か、私の調べてる範囲では載ってないんですが、どことどこどこの行政の体育館や公園の施設をやってるか、後でお示し願えますか。私の調べてるホームページでは、そういうところは載っていないんですね。そうすると、この会社が何かをやるノウハウだノウハウだと言って、売上げも計上しなくなるんじゃないかと思ってるわけですね。それが一番心配なんです。別に、利益があって税金を払ってくれば町のものであれば何でもいいんですが、この会社は税金をどこで払ってるか皆無なんですね。本社で払うのか宇都宮の事務所で払うのか、消費税すらどこで払ってるか分からない会社にどうして委託をしなきゃならないのか。これは特定の**じゃないかと私は思ってるんですが、いかがですか。

○議長【石崎幸寛君】 答弁、後ほどでいいですか。

○9番【勝山修輔君】 いや、答弁、どことどこをやってるか、後でくれるならいいですよ。私が今言ってるのは、どこの自治体で公園や何かのものをやってるかどうかを明示してくださいと言ってるわけですから、今は持ってないでしょうから、後日頂ければ結構です。私が調べてるインターネット上では載ってないんです。この会社のインターネットで会社案内や何かには載ってないものですから、後で教えていただければ結構です。

○議長【石崎幸寛君】 じゃ、今会議中に調べてお願いします。書面じゃなくて、口頭でお願いします。他にございませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 これは当たり前だという話になっちゃうと思うんですけども、以前、役場の業務委託を受けている法人が、役場に法人税の申告をする必要があるんですかと言った指定管理者がいたんですよ。そうした中で、ちょっと気になったものですから、日本水泳振興会というものは上三川の法人の課税対象として対象になると思うんですけども、法人の届出は出してありますよね。確認したいと思いますけども、税務課長が分かるかな。

○議長【石崎幸寛君】 今答えられますか。海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまの質問についてお答えいたします。

現在、手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第15、議案第72号「上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第72号「上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

現在、指定管理者を指定して管理運営を行っております上三川いきいきプラザ農産物直売所が本年度末をもって指定期間の満了を迎えます。令和4年度から3年間、引き続き公共的団体である宇都宮農業協同組合を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第16、議案第73号「令和3年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第22、議案第79号「令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第73号「令和3年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る費用など、当面する課題に適切に対応するため、当初予算に見込むことができなかつたもの、額の確定または確定見込みのものを補正するとともに、イベント事業の中止等による既存予算の組替え等を行うことで、今後の財政運営の安定性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入について、主なものとしまして、法人事業税交付金は、交付額の収入見込みにより増額補正いたします。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費等を増額補正いたします。

県支出金では、障害者自立支援給付費等を増額補正いたします。

繰入金では、財政調整基金等の基金繰入額を減額補正いたします。

町債では、社会施設整備事業に係る起債を減額補正いたします。

続いて、歳出についての主なものとしまして、民生費では、障害者福祉サービス費及び北小学童クラブ第2の創設準備に要する費用について、増額補正いたします。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの第3回目接種に係る経費等を増額補正いたします。

土木費では、町道改良工事に係る用地費等を増額補正いたします。

教育費では、感染症対策等の学校教育活動継続支援に要する経費等について、増額補正いたします。

また、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費において、イベント事業等

の中止に伴う各種経費の減額補正をいたします。さらに、各款において、職員構成の変動等に伴う人件費の補正をいたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に8,402万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を117億3,937万3,000円とするものでございます。

また、繰越明許費を第2表のとおり、債務負担行為を第3表のとおり、地方債を第4表のとおり、それぞれ補正いたします。

次に、議案第74号「令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

今回の補正は、職員の会計間の異動に伴う職員給与費等の減、及び国民健康保険事業納付金の確定による負担金の減、また令和2年度の保険給付費等交付金の精算に伴う償還金の増などで、この結果、歳入歳出予算の総額に333万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億7,424万5,000円とするものでございます。

次に、議案第75号「令和3年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入では、職員及び介護認定調査員の変動による一般会計繰入金の減額及び介護予防・生活支援サービス費等の増による介護給付費準備基金繰入金の増額、歳出では、職員構成の変動に伴う職員給与費等の減額、介護認定調査員の報酬等の増額、介護予防・生活支援サービス事業における介護予防ケアマネジメント及び総合事業サービスの経費の増額などで、この結果、歳入歳出予算の総額に1,109万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を24億1,598万2,000円とするものでございます。

次に、議案第76号「令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

今回の補正は、職員の会計間の異動に伴う職員給与費等の補正で、歳入歳出予算の総額から78万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億8,508万5,000円とするものでございます。

次に、議案第77号「令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

今回の補正は、職員の会計間の異動に伴う職員給与費等の補正で、歳入歳出予算の総額から26万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億1,874万円とするものでございます。

次に、議案第78号「令和3年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

資本的支出における増額補正1,500万円の主な内容は、県事業に伴う水道管の移設に要する工事費及び設計業務の委託料を増額するものでございます。

次に、議案第79号「令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

収益的収入における増額補正1,601万1,000円の主な内容は、東京電力からの原発関連による

賠償金でございます。

次に、収益的支出における増額補正172万円の主な内容は、会計間の異動等に伴い給料、手当を増額するものでございます。

次に、資本的支出における増額補正1,284万1,000円の主な内容は、会計間の異動等に伴う給料、手当等の増額、及び繰上償還に係る企業債元金償還金を増額するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 会議の途中ですが、ここで15分間休憩を入れます。11時から開始いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時58分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

なお、暑いと感じる方は上着を脱いでも結構です。

○議長【石崎幸寛君】 星野生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 先ほどですね、勝山議員からご質問のあった件なんです、日本水泳振興会で請け負っている、管理しているですね、例えば山口県の防府市、こちらが体育館、野球場、テニスコート、武道館などを請け負ってございます。あるいは、鹿児島県日置市、こちらのほうのプールの他に体育館、武道館、相撲場、テニスコート、こういったものを請け負っている例がございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 先ほど志鳥議員からご質問がありました日本水泳振興会の法人登録につきましては、確認いたしましたところ、法人の登録はございます。届出をされております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 会議に入ります。

続いて、所管課長の説明を求めます。枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、議案第73号「令和3年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」につきまして、ご説明いたします。

事項別明細書により歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10、11ページをお開き願います。

2、歳入でございます。第6款法人事業税交付金、第1項1目法人事業税交付金4,850万円の増額は、1節法人事業税交付金で、国からの交付見込みがですね、予算額を上回るため増額補正するものでございます。

第13款使用料及び手数料、第2項手数料、1目総務手数料25万6,000円の増額補正につきましては、2節戸籍住民基本台帳手数料で証明書コンビニ交付利用者増に伴いまして、手数料を増額補正するものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金3,950万4,000円の増額は、1節社会福祉費負担金で、障害者福祉サービス事業及び障がい児通所支援事業の事業費増額に伴う国からの負担金を、同じく2目衛生費負担金2,798万円の増額につきましては、1節保健衛生費負担金で、3回目です、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費に対する国からの負担金をそれぞれ増額補正するものでございます。

続きまして、第2項国庫補助金、1目総務費補助金8,237万1,000円の増額は、1節総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、国の交付決定により増額補正するものでございます。2目民生費補助金23万8,000円の増額は、2節児童福祉費補助金で、新たな学童クラブ開設準備に係る経費へのですね、国からの補助金を増額補正するものでございます。3目衛生費補助金2,005万8,000円の増額は、1節保健衛生費補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で1,892万2,000円を、健康増進事業で113万6,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。5目教育費補助金60万円の増額は、1節小学校費補助金で40万円、2節中学校費補助金で20万円を、いずれも新型コロナウイルス感染症対策のためですね、各学校への消耗品等への補助事業分として増額補正するものでございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金1,975万2,000円の増額は、先ほど国庫支出金で説明いたしました障害者福祉サービス事業及び障がい児通所支援事業の事業費増額に伴う県からの負担金分を増額補正するものでございます。2目土木費負担金16万7,000円の減額は、1節土木管理費負担金で、地籍調査事業の額の確定により減額補正するものでございます。

続きまして、第2項県補助金、1目総務費補助金75万円の減額は、1節総務管理費補助金で、地方創生事業の確定により減額補正するものでございます。2目民生費補助金23万8,000円の増額は、2節児童福祉費補助金で、先ほど国庫支出金でご説明いたしました、新たな学童クラブ開設準備に係る経費への県からの補助金分を増額補正するものでございます。3目衛生費補助金898万6,000円の増額につきましては、1節保健衛生費補助金で、集団接種会場へ医療従事者を派遣した医療機関への交付に対する県からの補助金を増額補正するものでございます。4目農林水産業費補助金279万3,000円の増額は、1節農業費補助金で、環境保全型農業直接支払推進交付金及び経営所得安定対策直接支払推進事業は、それぞれ事業費確定見込みによる増額補正を、一方、多面的機能支払交付金事業は、事業費の確定により減額補正するものでございます。

次のページ、12、13ページをお開き願います。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金5万9,000円の増額は、基金運用による利子収入見込み額が当初予算額を上回るため、それぞれ増額補正するものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金9,702万3,000円、及び5目新型コロナウイルス感染症対応基金繰入金1,636万1,000円は、いずれも財源の振替のため、減額補正するものでございます。

第20款諸収入、第4項3目雑入91万円の減額は、2節雑入で、中学生海外派遣事業がコロナ禍によりですね、宿泊日数、参加者人数の減に伴い、その参加費負担分について減額補正するものでございます。

第21款第1項町債、3目教育債5,210万円の減額につきましては、財源の振替により減額補正するものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 星野総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 続きまして、歳出予算のご説明をさせていただきますが、各予算科目での説明に入ります前に、補正予算、給与費明細書のご説明をさせていただきます。30ページ、31ページをお開きください。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで総括してご説明させていただきますので、各予算科目の中での給与費関係の内容説明は省略させていただきたいと思っております。ご了承ください。

それでは、30ページの一般職、(1)の総括のところですが、表の下段、比較の欄をご覧ください。初めに、職員数1人の増は、正職員3人の減に対し、臨時職員などで4人の増を見込むものであります。報酬の278万4,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス対策の会計年度任用職員の報酬増によるものでございます。給料の減額1,694万2,000円は、職員構成の変動として、中途退職者、育児休業取得者等の給料減によるものです。職員手当1,070万9,000円の減額につきましては、下の表の職員手当の内訳の表をご覧ください。期末手当359万4,000円及び勤勉手当577万9,000円の減額につきましては、給料の減額理由同様、中途退職者、育児休業取得者等によるものでございます。順番が前後しますが、扶養手当の164万円及び通勤手当41万5,000円の減額は、支給対象者が見込みよりも少なかったことによるもので、住居手当27万2,000円及び児童手当42万5,000円の増額は、支給対象者の増によるものです。会計年度任用職員等手当2万2,000円の増額は、期末手当の増額補正をするものでございます。

最後に、表の上段に戻りまして、共済費の248万5,000円の増額は、当初予算で見込めなかったフルタイムで勤務する臨時職員の退職手当負担金を補正するものでございます。

以上で補正予算、職員給与費の説明を終わります。

続きまして、補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。ここからは、職員の給与費を除きます歳出補正予算についてご説明いたします。

まず初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の補正は、8節旅費で、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償として3万3,000円を、12節委託料で、地方公務員の定年引上げに伴う例規整備の委託料55万円を増額するものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 大山地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、3目交通安全対策費、補正額115万3,000円の増額につきましては、カーブミラーの修繕、新規購入をするものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、6目財政管理費5万9,000円の増額につきましては、先ほど歳入のほうで説明いたしました基金利子を24節積立金に積み立てるものでございます。7目企画費264万3,000円の減額につきましては、7節報償費、8節旅費、10節需用費で、新型コロナウイルスの影響により、事業の縮小に伴いまして、報償費で7万7,000円、旅費で4万8,000円、需用費で1万8,000円、それぞれ減額補正するものでございます。また、13節使用料及び賃借料及び18節負担金、補助及び交付金では、額の確定見込みにより、使用料及び賃借料で150万円、負担金、補助及び交付金で100万円をそれぞれ減額するものでございます。9目広報広聴費85万6,000円の減額につきましては、広報紙印刷代の額の確定見込みにより減額補正するものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 松本住民課長。

○住民課長【松本勝彦君】 続きまして、ページをおめくりいただきまして、16、17ページをご覧ください。第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費15万1,000円の増額につきましては、住民票等のコンビニ交付に対する委託料で、マイナンバーカードの普及拡大に伴い、当初見込んだ以上にコンビニでの交付件数が増加したため、増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 浜野健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費の10節需用費の114万2,000円の増額補正につきましては、上三川ふれあいの家ひまわり北館の空調機の修繕料になります。19節扶助費の7,901万円の増額補正は、障害福祉サービスの利用が増えたことによるものです。

次に、4目上三川いきいきプラザ管理費の10節需用費の58万3,000円の増額補正は、西側テラス天井部の鉄製のシャフトが全体的にさびており、利用者の安全確保のため、シャフト本体が損傷する前に保全作業をするものです。

続きまして、5目老人福祉費の7節報償費の115万3,000円の減額補正から、めくりまして、19ページ、13節使用料及び賃借料の19万8,000円の減額補正までは、敬老会及び高齢者・障がい者スポーツ大会の中止により、開催に係る費用を減額するものです。27節繰出金の827万2,000円の減額補正につきましては、職員給与等の調整のため、各特別会計の繰出金を減額するものです。

○議長【石崎幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、17節備品購入費、補正額71万7,000円の増額につきましては、北小放課後児童クラブの利用者増加を見込み、来年の4月から追加開設することに伴い、必要な備品を購入するものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 浜野健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の12節委託料の187万円の増額補正につきましては、検診結果等の情報を個人が一元的に確認できる仕組みを構築するためのシステム改修費になります。

次に、2目予防費の10節需用費の89万7,000円の増額補正につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施するための消耗品等に係る費用になります。11節役務費の493万8,000円の増額補正は、3回目用接種券の郵送料と国保連の審査手数料になります。12節委託料の3,121万6,000円の増額補正は、ワクチン予約システムの保守料と医療廃棄物の処理費用及び町の集団接種会場以外で接種した際の接種費用となります。

ページをおめくりいただきまして、20ページ、21ページをご覧ください。17節備品購入費の30万4,000円は、古くなり、温度管理に不具合が生じてきたワクチン保冷庫の買換え費用になります。18節負担金、補助及び交付金の898万7,000円の増額補正は、県からの補助金により、集団接種会場へ医療従事者を派遣した医療機関に支払う交付金になります。

○議長【石崎幸寛君】 佐藤農政課長。

○農政課長【佐藤史久君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、2目農業総務費につきましてご説明いたします。8節旅費1万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響により、県主催の優良事例調査が中止になったことによるものでございます。

次に、3目農業振興費につきましてご説明いたします。8節旅費1万円の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響により、認定農業者評議会主催の視察研修が中止になったことによるものでございます。10節需用費9,000円の減額は、多面的機能支払直接交付金の交付額の確定によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金229万9,000円の減額のうち、補助金の農業団体活動促進事業10万円、青果物振興対策事業10万円及び干びよう推進対策事業30万円の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響により事業が中止または縮小になったことによるものでございます。交付金の環境保全型農業直接支払交付金63万4,000円の増額は、取組面積の増加によるもの、また、多面的機能支払交付金243万3,000円の減額につきましては、当初6団体の取組を見込んでいましたが、5団体の取組となったことによるものでございます。

続きまして、4目畜産業費につきましてご説明いたします。18節負担金、補助及び交付金70万円の減額につきましては、畜産防疫事業において、豚熱ワクチンの接種頭数の減少によるものでございます。

次に、5目農地費につきましてご説明いたします。27節繰出金26万円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計での人件費減額に伴うものでございます。

続きまして、7目農業再生対策推進費につきましてご説明いたします。18節負担金、補助及び交付金415万1,000円の増額につきましては、経営所得安定対策直接支払推進事業補助額の確定によるものでございます。

以上で第6款の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田仲商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】 続きまして、22、23ページをお開きください。第7款商工費、第1項商工費、1目商工総務費につきましては人件費の補正でございますので、次の2目商工振興費をご説明させていただきます。補正額1,485万1,000円の減でございますが、これは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ふれあい市、夕顔サマーフェスティバル、かみのかわ町おこし夏祭り、かみの

かわサンフラワー祭りが開催中止となりましたことから、それらイベントの開催に関連する経費や補助金を全て減額するものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 神山都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 続きまして、第8款土木費のご説明をいたします。第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、7節の報償費と次の10節需用費につきましては、例年ですね、桃畑緑地公園付近で行ってございましたマスのつかみ取り大会、こちらが新型コロナウイルスの感染の状況によりまして、今年度、中止となりました。それに伴います看護師謝礼が報償費の5,000円、また、需用費につきましては、消耗品としまして、マスつかみ取り大会のマスの購入費用等につきましては、それぞれ減額するものでございます。

第8款土木費の2目の地籍調査費に移ります。こちら12節委託料でございますが、地籍調査の額の確定によりまして減額でございます。

次、移りまして、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費でございます。16節の公有財産購入費と、次ページに移っていただきまして、25ページにございます21節補償、補填及び賠償金につきましては、町で進めております道路改良工事、これの実施に伴いまして、物件の補償また用地の買取り請求などが一部ございましたので、16節の公有財産購入費につきましては71万9,000円、次の21節賠償金につきましては3,017万3,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に移りまして、第4項都市計画費でございます。1目の都市計画総務費のうち、12節の委託料でございますが、こちらは定期的に行っております都市計画基礎調査の業務委託費の額確定による減額でございます。次の16節公有財産購入費につきましては、富士山地区の用地取得費、こちらが契約外になる見込みでございまして、その額確定に伴う減額補正でございます。

目、移りまして、2目公園管理費の内訳でございますね。10節需用費から12節委託料までございますけれども、こちら、いずれも富士山公園内のプールの利用がですね、今年度、新型コロナウイルスの感染症の状況によりまして、プールの利用を中止いたしましたので、需用費につきまして1万3,000円、11節役務費につきまして、こちら内訳、保険料でございますが1万7,000円、12節委託料、こちらは施設設備の管理に関する費用でございますが686万3,000円につきまして、それぞれ減額するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 星野総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 続きまして、第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費365万2,000円の減額補正は、コロナ禍において、消防ポンプ操法大会などの消防団行事を中止あるいは規模の縮小をしたことに伴うもので、7節報償費では操法大会の入賞記念代など、8節旅費では訓練、通常点検等の出勤費を、10節需用費では行事消耗品及び行事参加者の弁当、飲物代を、11節役務費では消火訓練の排煙処理手数料を減額するものでございます。

次に、3目消防施設費21万1,000円の減額補正は、消防ポンプ操法大会用のホース購入費用を補正するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 吉澤教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 第10款教育費についてご説明いたします。26、27ページをお開き願います。第1項教育総務費、3目教育研究所費につきましてご説明いたします。11節役務費900万円の減額につきましては、タブレット型端末整備事業に係るもので、令和3年度導入分についての事業が確定となったため、不用額を減額補正するものです。12節委託料149万8,000円の減額と13節使用料及び賃借料39万9,000円の減額につきましては、中学生海外派遣事業に係るもので、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、当初の計画が中止となり、代替事業を実施したことにより参加人数の減や、車両借り上げによって町バスを利用したことによる減で、その不用額を減額補正するものです。

次に、第2項小学校費、1目学校管理費の10節需用費52万8,000円、17節備品購入費27万2,000円、第3項中学校費、1目学校管理費の10節需用費27万9,000円、17節備品購入費12万1,000円につきましては、国庫補助金、学校保健特別対策支援事業の実施に係るもので、新型コロナウイルス感染予防対策に必要な経費を増額補正するものです。

次に、2目の教育振興費69万9,000円の増額につきましては、21節補償、補填及び賠償金で、新型コロナウイルス感染症拡大により、中学校の修学旅行先変更に伴い発生しました企画補償金を支払うため、その経費を補正するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 星野生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 続きますので、28、29ページをお開き願います。第5項保健体育費につきましてご説明いたします。1目保健体育総務費は341万5,000円の減額でございます。8節旅費11万6,000円と18節負担金、補助及び交付金のうち、負担金9,000円は関東地区スポーツ推進委員研究大会が新型コロナの影響により中止になったため減額するものでございます。補助金329万円の減額は、新型コロナの影響により、しらさぎマラソン大会が中止となったことによるものでございます。2目体育振興費は343万円の減額でございます。7節報償費から18節負担金、補助及び交付金の減額、こちらですが、新型コロナの影響により、県民スポーツ大会と町民スポーツレクリエーション大会が中止となったことによるものでございます。3目体育施設管理費は128万6,000円の増額でございます。10節需用費128万6,000円、こちらは落雷により破損した体育センター、こちらの放送設備とキュービクル、地絡保護継電器、こちらを修繕するもので、後日、保険により同額が町に返ってくる予定でございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、ページを戻りまして、6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正でございます。こちらの補正につきましては、表に記載のとおり、第8款土木費、第2項道路橋梁費で、多功及び石田地内造成事業等1億2,500万円の事業につきまして、令和3年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許するものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正、追加でございます。北小学童クラブ第2における令和7年度までの

指定管理料につきまして、限度額を1,580万に設定するものでございます。

次に、第4表地方債補正、変更でございます。項目8の社会教育施設整備事業で、先ほどですね、歳入でご説明いたしました町債につきまして、財源の振替により、表に記載のとおり、補正前の限度額を補正後の限度額に変更するものでございます。

以上で、令和3年度上三川町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 松本住民課長。

○住民課長【松本勝彦君】 続きまして、議案第74号「令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

まず歳入からご説明いたします。

第8款財産収入、第1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額2万9,000円の増でございますが、こちらは預金利率の変更に伴う利子収入の増額によるものでございます。

第9款繰入金、第1項繰入金、1目基金繰入金350万円の増につきましては、財政調整基金により歳出の財源不足を補填するものでございます。

次に、2目一般会計繰入金576万4,000円の減でございますが、こちらは歳出の一般管理費において、職員給与費等の減額をするために一般会計からの繰入れを減額するものでございます。

次に、11款諸収入、第2項雑入、6目雑入557万3,000円の増につきましては、令和2年度に県国民健康保険団体連合会で実施しました医療給付費等の精算に伴う返還金でございます。なお、こちらの返還金につきましては、この後歳出でご説明いたします保険給付費負担金の一部となりまして、県へ返還するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、12、13ページをお開きください。次に、歳出のご説明をいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費576万4,000円の減でございますが、こちらは定期異動による職員の会計間の異動に伴う給与費等の補正でございます。

次に、第3款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付分1,818万円の減、次の第2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分747万2,000円の増額、次の第3項介護納付金分、1目介護納付金分837万1,000円の増につきましては、いずれにつきましても、栃木県への納付金額の確定に伴う補正でございます。

第5款保健事業費、第1項保健事業費、1目保健衛生普及費14万円の増でございますが、こちらにつきましては、特定健康診査未受診者への勧奨通知の郵送料につきまして、特別調整交付金の対象となることから、国保特別会計にて予算措置をするものでございます。

続きまして、第7款積立金、第1項基金積立金、1目国民健康保険財政調整基金積立金2万3,000円の増でございますが、こちらにつきましては、預金利子収入の増に伴う基金積立金の補正でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、7目保険給付費等交付金償還金1,135万9,000円の増でございますが、こちらにつきましては、令和2年度の保険給付費等の精算に伴い、

過大交付となりました交付金を県へ償還するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、14ページをご覧ください。第13款予備費、第1項予備費、1目予備費8万3,000円の減額につきましては、歳入歳出の端数調整でございます。

以上、議案第74号「令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 浜野健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、議案第75号「令和3年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算の10ページ、11ページをお開き願います。2の歳入からご説明いたします。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金の172万1,000円の減額補正につきましては、職員の給与等の調整による一般会計繰入金の補正になります。

第2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金の1,282万円の増額補正につきましては、介護予防サービスの利用料が増えたことによるものです。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の190万9,000円の減額補正につきましては、職員構成の変更によるものです。

第3項介護認定審査会費、2目認定調査等費の18万8,000円の増額補正につきましては、介護認定調査員の採用において、変更が生じたことによるものです。

次に、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業の1,282万円の増額補正につきましては、介護予防サービスの利用料が増えたことによるものです。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 松本住民課長。

○住民課長【松本勝彦君】 続きまして、議案第76号「令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算の10ページ、11ページをお開きください。まず歳入からご説明いたします。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金78万7,000円の減額につきましては、歳出の一般会計において、職員給与費等を減額するため、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、12、13ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費78万7,000円の減額につきましては、職員の定期異動によります職員の会計間の異動に伴い、給与等の補正をすることとなります。

以上で、議案第76号「上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 川島上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 それでは、続きまして、議案第77号「令和3年度上三川町農業集落

排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、第3款繰入金、第1項繰入金、1目一般会計繰入金の26万円の減額につきましては、人件費の減額に伴うものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款農業集落排水事業費、第1項総務費、1目一般管理費26万円の減額補正は、人件費で、会計間の異動等に伴うものでございます。

以上で、議案第77号「令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第78号「令和3年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。補正予算参考資料によりご説明いたします。

資本的収入及び支出の支出になりますが、第1款水道事業支出、第1項建設改良費、1目水道事業施設整備費、4節工事請負費1,000万円の増額につきましては、多功地区で県が施工しております一般県道結城石橋線の整備事業に伴い、道路に敷設してあります水道管が支障となるため、移設に伴う工事費を増額するものでございます。

次に、5節の委託料500万円の増額につきましては、県が施工しております一級河川武名瀬川河川改良事業に伴い、道路に敷設しております水道管が支障となるため、移設工事に伴う設計業務の委託料を増額するものでございます。

以上で、議案第78号「令和3年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第79号「令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。補正予算参考資料によりご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入になりますが、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、5目雑収益1,601万1,000円の増額は、東京電力からの賠償金になります。こちらにつきましては、東日本大震災による原子力発電所の事故に伴い、流域下水道事業に関わるもので、県と東京電力による賠償金の協議が成立したためでございます。

次に、支出になりますが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、4目公共下水道事業総係費172万円の増額補正は、人件費で、会計間の異動等に伴うものでございます。

次に、補正予算書の14、15ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出になりますが、第1款下水道事業支出、第1項建設改良費、1目公共下水道事業費37万1,000円の増額補正は、人件費で、会計間の異動等に伴うものでございます。

次に、第2項企業債償還金、1目企業債償還金1,247万円の増額補正は、繰上償還に係る企業債元金償還金の増額によるものでございます。こちらにつきましては、昨年度に借入れを行いました企業債のうち、年度内完了見込みとしていた対象工事の一部の工事が繰越しとなったため、当該事業分の借入れ額を繰上償還したものでございます。

ページを戻りまして、補正予算書の1ページをお開き願います。

ページ下のほうの補正予算第4条になりますが、人件費の補正に伴い、予算第9条の職員給与費を補正するものでございます。

次に、補正予算書の2ページをお開き願います。補正予算第5条になりますが、当年度利益剰余金を資本的収支不足額の財源として充てるため、第11条を追加するものでございます。

以上で、議案第79号「令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それではですね、一般会計の補正予算、予算書の20ページ、21ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、予防費のうちですね、17節の備品購入費、この説明で、古くなったワクチン保冷庫の買い替えというような説明があったかと思うんですが、これについては、何のワクチンの保冷庫なのかご説明をお願いします。

○議長【石崎幸寛君】 浜野健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 現在はコロナワクチンの保冷庫として使用しております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、これは今年導入したものではないわけですか。以前からあるものなんですか。これで、いつぐらいから使っているのか、それをお知らせください。

○議長【石崎幸寛君】 浜野健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 これは、コロナワクチンの接種に関して購入したものでございませぬ。以前の町のほうで集団接種等をやっていた時代に購入したものでございます。購入年度に関しては今情報を持っていないのでお答えできないんですが、ずっと使っていなかったものを今、コロナワクチンの保冷庫として使っております。不具合の内容としましては、ワクチンに関しては2度から8度の状態で解凍した後、保冷をしないとイケないのですが、霜取りをする作業のときに、保冷庫が自動的に霜取りをするんですが、そのときに8度以上に上がってしまうという症状が見られました。それが続きますとワクチンのほうが使えなくなってしまうので、その不具合に関しましては、職員のほうでワクチンを使う寸前に保冷庫に移すという作業で今のところワクチンのほうに影響は出ておりません。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、コロナワクチンの冷凍の保管庫ではないということですね。

○議長【石崎幸寛君】 浜野健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 はい。今マイナス75度でコロナワクチンのほうを冷凍しているんですが、それを使う直前に配付をするときに使う保冷庫になります。

また、先ほどちょっと分からなかったんですが、保冷庫のほうは平成20年度購入のものになります。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 一般会計の27ページ、教育研究所費の中学生海外派遣事業と教育振興費の修学旅行の補償金なんですけど、これ、どちらも旅行なんですけれど、なぜ片方だけ補償金が発生して、中学生海外派遣事業のほうは補償金が発生しないのか、理解できるように説明をお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 吉澤教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 中学生海外派遣事業につきましては、当初予定していた8月に実施する予定でした中学2年生と3年生の事業をコロナの感染に伴いまして中止いたしまして、その代替事業として、10月に中学3年生だけを19名、同じところに、海外等派遣事業の代替事業として実施したものですから、事業として、相手先のほうの負担ということでの考慮をしていただきまして、私たちのほうを優先していただきまして相手先が考慮していただけたので、負担金のほうは発生しなかったんですが、修学旅行については、場所の変更ということで、当初、京都方面を予定していたものを、宮城の東北方面ということで、行き先を変更したことによっての企画料というものの変更が生じたものですから、それに対して、旅行会社のほうで補償金というものが発生してしまいましたので、そちらについて負担するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 要するに、3か月前でも4か月前でも、企画が変わったから補償金を払わなくちゃならないということですか。企画書費で払われたという感覚でいいんですか、それは。

○議長【石崎幸寛君】 吉澤教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 旅行会社のほうで企画をする段階での企画料というのが発生しておりまして、その企画に対しての変更が生じたことによる補償金というものが発生しております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 ちょっと理解できないんですけど、企画料を最初に払ってるわけですよ。それ、場所が変わったから80万の補償金を出すという意味ですか。企画料は2回目のやつですよ。1回目はもう最初から入ってるでしょう、企画料は、当初の場所、京都行きだというのは。京都から宮城に変わった企画料はこれだという意味ですか、じゃ、これは、補償金というのは。

○議長【石崎幸寛君】 吉澤教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 企画料の変更に伴う賠償金ということです。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 11ページの歳入の一般補正の法人事業税交付金のところの、1節社会福祉費負担金で、障害者自立支援給付費は利用者増でありますけれども、どのぐらい利用者が増えたのが1つと、その下の保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費で、3回目の接種という説明がありましたが、いつ頃を予定しているのかとか、概ねで結構ですので伺いたいです。

○議長【石崎幸寛君】 浜野健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1つ目の障害者福祉サービスの利用の増に関してですが、全体的にサービスのほうの利用が増えております。サービスの内容としましては、平成27年から令和2年の実績の比較になるんですが、雇用契約のある就労継続支援のA型であるとか放課後等デイサービスの利用が大きく増えております。

また、コロナワクチン3回目の接種の予定ですが、今現在は、上三川におきましては医療従事者の接種がまず始まる予定でいます。令和3年の4月に受けた医療従事者の方がその対象になるんですが、その先生方の接種券等を今発送しております。高齢者の方の接種に関しましては、令和4年の2月から接種を開始する予定でおります。接種に関しましては、2回目の接種が終わった方で、8か月を過ぎた方から順次接種券のほうをお送りしたいと考えております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にありますか。3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 一般会計補正予算の15ページ、第2款総務費の第1項総務管理費の7目企画費、18節の負担金、補助及び交付金のところで、移住支援金100万円減額補正しているんですけど、対象になった人というのが今回いたのかどうかということと、1件当たり幾らの補助金になっているのかというのをまず教えてもらってもいいですか。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初です、今年度、実績が達成しまして対象になった方、これはゼロでございます。これによりまして、県のほうで75万円の補助がございます。町のほうの負担が25万ということで100万円を、補助金のほうを減額してございます。

○議長【石崎幸寛君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 対象者1件当たり幾ら補助金というか移住支援金はもらえるのかということと、それと、この移住支援金をもらうための条件というのを教えてもらってもいいですか。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 まず移住支援金の対象者でございますが、転入前です、事前相談及び転入後3か月以上を満すものがいたかどうか、これは3か月前に県のほうと町のほうでやり取りをしまして、申請があったかどうかということで協議します。それで、1件当たり、金額につきましては100万円でございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 最後なんですけど、転入の条件というか、首都圏じゃないと駄目とか、そういったものというのはどういった条件があるんですか。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 転入の条件でございますが、首都圏とかそういった縛りはなかったかと記憶してございます。ただ、転入してきまして、企業さんのほうに就職しないと駄目だよというような縛りがございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第73号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第6号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「令和3年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号「令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号「令和3年度上三川町水道事業会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「令和3年度上三川町下水道事業会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第23、議案第80号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第7

号) 」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第80号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第7号)」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、国の補正予算に基づく経済対策としまして、子育て世帯に対する給付事業費を追加編成したものでございます。

歳入につきまして、国庫支出金では、子育て世帯に対する給付事業分を増額補正いたします。

歳出につきまして、民生費にて、子育て世帯に対する給付に係る事業費について増額補正いたします。

この結果、補正予算の総額は2億897万8,000円の増額となり、補正後の令和3年度一般会計予算を119億4,835万1,000円とするものでございます。

詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 所管課長の説明を求めます。枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、議案第80号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第7号)」につきまして、ご説明いたします。

事項別明細書により歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10、11ページをお開き願います。

2、歳入でございます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費補助金2億897万8,000円の増額は、2節児童福祉費補助金で、先般国で閣議決定されました子育て世帯に対する給付事業費及び給付事務費としまして、国からの補助金を増額補正するものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 それでは、歳出のご説明をさせていただきます。次の12、13ページをお開き願います。第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額2億897万8,000円の増について、内訳を説明させていただきます。

まず、1節報酬から8節旅費までは、給付事業の事務処理に係る人件費を、10節需用費、11節役務費につきましては、事前お知らせの印刷や発送に係る経費を、12節委託料は、児童手当のシステム改修費を計上いたしました。18節負担金、補助及び交付金は、中学生以下の対象児童4,127人に対し、1人当たり5万円を支給するものとして2億635万円を計上したものでございます。

なお、本補正につきましては、国が先行給付として財源を確保した中学生以下の児童について交付を行うものですが、申請が必要となる高校生世帯等につきましては、国の動向を見ながら適切に対応していきたいと考えております。

以上で、令和3年度上三川町一般会計補正予算(第7号)の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 今回の児童手当がもらえるんですよね、現金が。そのやつが、要するに児童手当を支払ってる人に払うわけですよね、簡単にできるように、今回は。そうすると、上三川において児童手当をもらってないという人はどのぐらい人数いるんですか。

○議長【石崎幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 児童手当につきましては全国的の政策でありますので、児童手当を受け取っていないという方はいないかと思えます。ただ、児童手当の減額とか、今、特例給付ということで、高額の入収入を得ている人に対しては減額が生じることもあります。対象としては全員が対象となっているものと考えています。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 国の計算では児童手当を払われない子供たちが1割、上三川ではゼロということですね、じゃ。

○議長【石崎幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 今回の給付金における受けられない子供の数ということでよろしいでしょうか。そうしますと、先ほど特例給付ということで、一定の金額以上の入収入を得ている方につきましては、概ね受給対象者のうち5%ほどの受けられない方がいらっしゃるということは把握しております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第80号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第7号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 先ほど、篠塚議員からのご質問の中で、東京圏内からのあれが要件にあるのかということでしたが、やはり、今見ましたらば、住民票を移す前にですね、連続して1年以上東京23区に在住または東京23区への通勤をしていた方が限定になります。大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託

しました議案第64号から議案第72号までについては、12月8日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第64号から議案第72号までは、12月8日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。大変ご苦労さまでした。

午後0時10分 散会